

なごや暮らしのあんしん情報

「サイト利用料金が未納」
「本日中に連絡しないと裁判」
スマホ・携帯電話に届くメッセージには要注意!!

スマートフォンに「**サイト利用料金が未納です**」とメールが届き、「**本日中に連絡がない場合は裁判手続きに移行します**」とも書かれていた。そんなサイトを利用した覚えはないが、裁判沙汰になっても面倒と思い連絡先に電話をしたら、**弁護士を名乗る者から「裁判の取り下げ料として10万円が必要。すぐにコンビニでプリペイドカードを買いカードの番号を教えるように」**と言われた。指示に従って番号を伝えたところ、**さらに180万円の請求をされ、詐欺だと気づいた。**



スマホに身に覚えのないメッセージが届いたら、どうすればいいの?

① 記載された番号には連絡をしない。

連絡してしまうと、やりとりの中で住所や電話番号など、こちらの情報を相手に教えることになり、その情報を元にさらに請求をされてしまう可能性があります。

② 不安な場合は、まずは名古屋市消費生活センターに相談する。

話を聞いてもらうことで、不安が解消されたり、客観的な意見を聞いて冷静な判断をすることができます。

名古屋市消費生活センター（相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です）

月～金 052-222-9674（架空請求ホットダイヤル） 土・日 052-222-9690（土・日テレホン相談）

受付時間 いずれも9:00～16:15（祝日・年末年始を除く）

見守り 新鮮情報

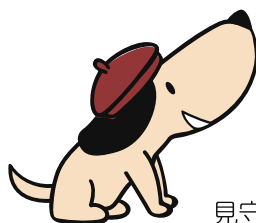
2017年12月1日に**改正特定商取引法**が施行され、美容医療サービスのうち、(1)**脱毛**、(2)**にきび・しみ等の除去**、(3)**しわ・たるみの軽減**、(4)**脂肪の減少**、(5)**歯の漂白**等について、

特定の方法によるものはクーリング・オフ等ができるようになりました。特定商取引法の特定継続的役務提供の要件（提供期間：1カ月超、金額：5万円超、治療内容・方法等）に当てはまる場合は、一定期間内の**クーリング・オフ**や、一定期間経過後の**中途解約**ができます。中途解約では、事業者により解約料が決められている場合は解約料を支払う必要があります（事業者が請求できる解約料には上限があります）。



一部の美容医療でクーリング・オフが可能に 特定商取引法が改正されました

ひとこと助言



見守るくん

- 美容医療サービスの中には、高額な契約になるものがあります。また、皮膚障害ややけどなどの危害も一定数発生しています。
- クリニックのホームページ等の記載をうのみにせず、他の医療機関や医療安全支援センター等で情報を収集し、クリニックや施術方法を慎重に選ぶことが大切です。
- 契約する内容を書面でしっかり確認し、十分に説明を受け納得した上で、施術を受けるか決めましょう。
- 困ったときは、下記の**名古屋市消費生活センター**にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第305号（2018年4月3日）発行：独立行政法人国民生活センター

利用のご案内

相談室（相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です）

受付時間 月～金曜日 TEL 052-222-9671
9:00～16:15 TEL 052-222-9674
(祝日・年末年始を除く) TEL 052-223-3160

消費生活相談 金融商品・高齢者悪質商法110番
架空請求ホットダイヤル
サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL 052-222-9690
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていない。

土・日・夜間相談

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

URL

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。